

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第10号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成28年上尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表2の項手数料の金額の欄第1号イ(ア)中「、(2)イ、4の項(1)イ」を「及び(2)イ並びに4の項(1)イ」に改め、「並びに6の項(1)イ、(2)イ及び(3)イ」を削り、同表6の項手数料の金額の欄第1号イ(ア)中「床面積の合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)まで、(2)イ及び(3)イにおいて同じ。）」を加え、同表7の項事務の種類欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表2の項及び6の項の改正規定は、公布の日から施行する。